

今回の事案発生の経緯と想定される原因

令和5年10月13日

福島地方環境事務所

- R4.5.17 大熊町拠点内解体除染工事（その6）に着手
- R5.2.17 大熊町図書館の解体に着手
- R5.5月 一次下請業者の作業員複数名が、本来仮置場に搬入すべき金属くずを複数回にわたり持ち出し、無断で売却
- R5.7.26 当該一次下請業者が元請受注業者に本件事案について報告
- R5.7.26夕 元請受注業者より福島地方環境事務所に本件事案について一報
- R5.7.27 元請受注業者より福島地方環境事務所に本件事案について報告

事案発生に伴う環境省の対応状況

- 9月19日時点で、福島地方環境事務所長名で事務所が発注する全工事受注者に対し、解体廃棄物・物品等の適正管理の徹底に係る注意喚起及び全作業員への再教育実施を指示。
- 併せて、稼働中の類似工事受注者に対し、無断持ち出しに係る現在実施中又は今後実施予定の取組の報告を指示。当該報告も踏まえ、当面の対策を整理。
- 他町を含め、金属くず等有価物が生じる可能性のある解体現場については、環境省及び元請受注者双方での即応の対策強化策を実施。

(対応強化策について)

- 環境省監督職員の業務として、以下の点をルール化。
 - ・(土日を除き)毎日全ての大型解体現場の確認を行う。
 - ・現場確認時には、有価物の種類・保管状況等を確認。必要に応じ、写真撮影等も実施。
 - ・不定期の抜き打ち検査も実施。
 - ・チェックリストを用いて現場確認を行うことをルール化することにより、不適正事案の発生を未然に防止。
 - ・元請受注者に対し、大型解体現場における作業時の職員の原則常駐を指示

想定される原因①

- 本工事の場合において、対策していれば、未然に防止できた可能性がある具体的な原因としては、以下が考えられる。

原因	現状・課題
①作業上関係のない工事車両・作業員が解体現場に入場した。	<p>帰還困難区域であった際は入域ゲートで入退域管理がなされていたが、避難指示解除後、個々の解体現場で同程度の管理を行ってはいなかった。</p> <p>発注者として、発注仕様において解体現場で車両・作業員単位での入出場管理までは求めていなかった。</p>
②解体現場から仮置場へ廃棄物を運搬する際には、搬出前に運搬内容の記録等（本工事の場合はアプリを活用）が必要だが、無断持ち出しがなされた金属くず等は、記録がなされていなかった。	<p>元請受注者が作業員に記録作業をさせており、廃棄物を運搬する車両が解体現場を出る際に、本来必要な運搬内容の記録をせずとも、特段の確認を経ることなく退場することができた。</p>
③金属くず等を解体現場に残置していたが、その増減を定量的に管理していなかった。	<p>運搬効率を重視し、発生した廃棄物すべてをその日のうちに仮置場に運搬するのではなく、翌日以降に持ち越ししていた。</p> <p>持ち越した廃棄物は週末にまとめて仮置場に運搬していた。</p> <p>発注仕様において、廃棄物の運搬頻度や残置する場合の管理方法について、特段、規定がなかった。</p>

原因	現状・課題
④持ち出しが発生した日の作業においては、他の日に比して、元請受注者の人数が少なかつた。	作業実施に当たり、安全管理上は問題ない体制ではあったが、稼働している作業員数・作業現場数に対する元請受注者の人数が、平日に比べて少ない週末を中心に持ち出しが行われた。
⑤作業員に対する放射性物質を取り扱う重要性に関する意識の醸成が十分なされていなかつた。	入域時及び定期的に安全教育、法令マナー教育等を実施。一方で、放射性物質に関わるものとの取り扱いや危機意識の醸成に関する教育等の実施については、特段の指定なし。
⑥発注者側の原因（廃棄物の無断持ち出しの観点からの現場管理が必要であった。）	解体工事の施工管理がメインであり、廃棄物の無断持ち出しに着目した管理がさらに必要であった。